

報告第6号

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について、秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則（昭和31年秋田県教育委員会規則第10号）第4条第1項の規定により専決処分を行ったので、同条第2項の規定に基づき教育委員会に報告し、その承認を求めるものとする。

平成26年9月5日

秋田県教育委員会教育長 米田 進

理 由

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について、教育委員会を開くいとまがなく専決処分を行ったので、これについて教育委員会に報告し、その承認を求めるものである。

専 決 処 分 書

秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則（昭和31年秋田県教育委員会規則第10号）第4条第1項の規定に基づき、議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について専決処分する。

平成26年8月27日

秋田県教育委員会教育長 米 田 進

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について

平成26年8月27日付け財-117により次の議案について意見を求められたが、原案のとおり同意する。

- 1 平成26年度秋田県一般会計補正予算（第2号）（教育委員会に関する事項）
- 2 工事請負契約の締結について（大曲農業高等学校校舎棟建築工事）
- 3 工事請負変更契約の締結について（能代松陽高等学校体育館棟建築工事）
- 4 工事請負変更契約の締結について（秋田中央高等学校管理教室棟建築工事）
- 5 工事請負変更契約の締結について（秋田工業高等学校体育館棟建築工事）

平成26年度補正予算内容説明書

一般会計

幼保推進課
(単位：千円)

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
3			民生費		984	国	984	
	2		児童福祉費		984	国	984	
		2	児童措置費		984	国	984	
			震災罹災者 保育料減免 支援事業費	01 震災罹災者保育料減免支援事業	984	国	984	罹災した乳幼児の県内保育所への入所支援に要する経費
合計					984	国	984	

平成26年度補正予算内容説明書

一般会計

高校教育課
(単位：千円)

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
10			教育費		27,965	国 9,321	18,644	
	1		教育総務費		27,965	国 9,321	18,644	
		5	教育助成費		27,965	国 9,321	18,644	
			教育助成費	01 高等学校等奨学給付金事業	27,965	国 9,321	18,644	高校生の就学支援に要する経費
合計					27,965	国 9,321	18,644	

議案第二百二十四号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

- 一 工 事 名 大曲農業高等学校校舎棟建築工事
- 二 工 事 箇 所 大仙市大曲金谷町地内
- 三 工 事 概 要 別紙工事概要のとおり
- 四 執 行 方 法 条件付き一般競争入札
- 五 契 約 金 額 一金老拾七億四千七百四拾四万円
- 六 契 約 の 相 手 方 大仙市大曲福住町六番六号
高吉・荒屋舗・丸茂・さとう特定建設工事共同企業体

代表者 高吉建設株式会社

代表取締役 佐藤 藤 男

七 工 期 契約締結の日から平成二十八年二月二十九日まで

平成二十六年九月五日提出

秋田県知事 佐竹 敬久

理 由

大曲農業高等学校校舎棟建築工事の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年秋田県条例第三十二号）第二条の規定に基づき、議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

別 紙

工 事 概 要

校 舎 棟	区 分
地 上 三 階 建	鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 造 造
延 べ 面 積 九、〇四八平方メートル	建 築 面 積 三、六四三平方メートル 工 事 内 容

議案第二百二十五号

工事請負変更契約の締結について

平成二十五年六月二十八日に議決を経た能代松陽高等学校体育館棟建築工事請負契約の締結について、その一部を次のように改める。

「五 契 約 金 額 一金壹拾億参千八百四拾五万円」を「五 契 約 金 額 一金壹拾億七千参百四拾七万九千八百円」に改める。

平成二十六年九月五日提出

秋田県知事 佐 竹 敬 久

理 由

能代松陽高等学校体育館棟建築工事の請負変更契約を締結しようとするものであるが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条
例（昭和三十九年秋田県条例第三十二号）第二条の規定に基づき、議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

（参 考）

平成二十五年六月二十八日に議決を経た事項

- 一 工 事 名 能代松陽高等学校体育館棟建築工事
- 二 工 事 箇 所 能代市緑町地内
- 三 工 事 概 要 別紙工事概要のとおり
- 四 執 行 方 法 条件付き一般競争入札
- 五 契 約 金 額 一金壹拾億参千八百四拾五万円
- 六 契 約 の 相 手 方 秋田市山王五丁目九番二号

中田・大高・高田・サンワ特定建設工事共同企業体

代表者 中田建設株式会社

代表取締役 広 幡 信 悦

七 工 期 契約締結の日から平成二十七年十月十六日まで

別 紙

<p>体 育 館 棟</p>	<p>区 分</p>	<p>工 事 概 要</p>
<p>地 上 二 階 建</p>	<p>鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 造</p>	
<p>延 べ 面 積 四、四五八平方メートル</p>	<p>建 築 面 積 三、〇二六平方メートル</p> <p>工 事 内 容</p>	

議案第二百二十六号

工事請負変更契約の締結について

平成二十五年十月八日に議決を経た秋田中央高等学校管理教室棟建築工事請負契約の締結について、その一部を次のように改める。

「五 契約金額 一金壹拾壹億九千壹百七拾五万円」を「五 契約金額 一金壹拾貳億四千參百七拾九万參千四拾円」に改める。

平成二十六年九月五日提出

秋田県知事 佐竹 敬久

理由

秋田中央高等学校管理教室棟建築工事の請負変更契約を締結しようとするものであるが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年秋田県条例第三十二号）第二条の規定に基づき、議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

（参考）

平成二十五年十月八日に議決を経た事項

- 一 工 事 名 秋田中央高等学校管理教室棟建築工事
- 二 工 事 箇 所 秋田市土崎港南三丁目地内
- 三 工 事 概 要 別紙工事概要のとおり
- 四 執 行 方 法 条件付き一般競争入札
- 五 契 約 金 額 一金壹拾壹億九千壹百七拾五万円
- 六 契 約 の 相 手 方 秋田市外旭川八柳一丁目十三番三十一号

中央土建・林・小南・佐々木特定建設工事共同企業体

代表者 中央土建株式会社

代表取締役 伊藤 久一

七 工 期 契約締結の日から平成二十六年十一月十日まで

別 紙

<p>管 理 教 室 棟</p>	<p>区 分</p>	<p>工 事 概 要</p>
<p>地 上 三 階 建</p> <p>鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 造</p>	<p>構 造</p>	
<p>延 べ 面 積</p> <p>八、〇九七平方メートル</p>	<p>工 事 内 容</p> <p>建 築 面 積</p> <p>三、〇三七平方メートル</p>	

議案第二百二十七号

工事請負変更契約の締結について

平成二十五年十月八日に議決を経た秋田工業高等学校体育館棟建築工事請負契約の締結について、その一部を次のように改める。

「五 契約金額 一金八億九千参百五拾五万円」を「五 契約金額 一金九億七千四百八拾七万六千壹百六拾円」に、

「七 工 期 契約締結の日から平成二十六年十一月十四日まで」を「七 工 期 契約締結の日から平成二十七年二月十六日まで」に改める。

平成二十六年九月五日提出

秋田県知事 佐竹敬久

理由

秋田工業高等学校体育館棟建築工事の請負変更契約を締結しようとするものであるが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年秋田県条例第三十二号）第二条の規定に基づき、議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

（参考）

平成二十五年十月八日に議決を経た事項

- 一 工 事 名 秋田工業高等学校体育館棟建築工事
- 二 工 事 箇 所 秋田市保戸野金砂町地内
- 三 工 事 概 要 別紙工事概要のとおり
- 四 執 行 方 法 条件付き一般競争入札
- 五 契 約 金 額 一金八億九千参百五拾五万円
- 六 契 約 の 相 手 方 秋田市南通築地八番十号

長谷駒・伊藤工業・加藤・中山特定建設工事共同企業体

代表者 株式会社長谷駒組

代表取締役 長谷川 尚 造

七工
別紙

期

契約締結の日から平成二十六年十一月十四日まで

体育館棟	区分	工事概要	
地上四階建	鉄筋コンクリート造		構造
延べ面積 三、三〇六平方メートル	建築面積 二、五七二平方メートル		工事内容